

「奢侈品」政令対比表(平成19年1月1日改訂版)

品目名	政令の規定	HSコード (平成19年1月1日改訂)
1 牛肉	1 牛の肉(冷凍したものに限る。)	0202
2 まぐろのフィレ	2 魚のフィレ(冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	030429200
3 キャビア・その代用品	3 キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	160430
4 酒類	4 アルコール飲料	2203、2204、2205 2206、2208
5 たばこ	5 製造たばこ及び製造たばこ代用品	2402、240310
6 香水	6 香水類及びオーデオロン類	3303
7 化粧品	7 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	3304
8 革製バッグ・衣類等	8 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器(外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。) 9 ハンドバッグ(外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。) 10 財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品(外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。) 11 衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	420211、420221、420231 420291、4203
9 毛皮製品	12 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品及び人造毛皮製品	4303、4304 (製品のものに限る)
10 じゅうたん	13 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	57
11 クリスタルガラス	14 鉛ガラス製のコップ類	701322、701333
12 宝石		7101～7105、7116
13 貴金属	15 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属(銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びビルテニウムをいう。以下同じ。)及び特定金属を張つた金属並びにこれらの製品	7106～7112
14 貴金属細工		7113～7115
15 携帯型情報機器	16 携帯用のデジタル式自動データ処理機械(少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)	847130
16 映像オーディオ機器・ソフト	17 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 18 音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 19 録音その他これに類する記録用の媒体(写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。) 20 ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ 21 ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。) 22 テレビジョン受像機器(カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)並びにビデオモニター(カラーのものに限る。)及びビデオプロジェクター	8518、8519、8521、8522、 8523(8523.52を除く)、 852580(テレビジョンカメラを除く)、 8527、852849(カラーのものに限る)、 852859(カラーのものに限る)、 852869、852871(カラーのものであつて、放送用のものに限る)、8528.72(放送用のものに限る)

品目名	政令の規定	HSコード (平成19年1月1日改訂)
17 乗用車	23 乗用自動車	8703(870310を除く)
18 オートバイ	24 モーターサイクル(モペットを含む。)及び補助原動機付きの自転車	8711
19 モーターボート・ヨット等	25 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー	8903(櫓権船を除く)
20 カメラ・映画用機器	26 写真機(一眼レフレックスのものに限る。) 27 映画用の撮影機及び映写機 28 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。) 29 映写用又は投影用のスクリーン	900651、9007 9008、901060
21 腕時計等	30 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含む。)	9101、9102
22 楽器	31 楽器並びにその部分品及び附属品	92
23 万年筆	32 万年筆	960839
24 美術品・収集品・骨董品	33 美術品、収集品及びこつとう	97